

00271

鳥取縣公報

昭和十六年十月十日
第一千二百七十五號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

縣 令

◇鳥取縣令第五十三號

昭和十六年八月農林省令第六十七號諸類配給統制規則ニ基キ鳥取縣諸類配給統制規則施行細則左ノ通定ム

昭和十六年十月十日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

鳥取縣諸類配給統制規則施行細則

第一條 諸類配給統制規則（以下規則ト稱ス）第三條第一項第三號ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ

記載シタル書類ヲ添付シ之ヲ知事ニ提出スベシ

一 申請ノ事由

二 買受ケントスル諸類ノ種類及數量

三 諸類ヲ買受ケントスル期間及地域

四 買受ケントスル諸類ノ豫定販賣先又ハ用途

知事前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ規則第三條第二項

ノ市農會又ハ町村農會ニ通知ス

第二條 規則第三條第二項ニ該當スル場合ニ於テ諸類生産者ヨリ

其ノ生産ニ係ル諸類ヲ買受ケントスル者ハ買受ケントスル諸

類ノ數量ヲ當該諸類生産者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ニ

届出ツベシ

第三條 規則第十條第二號ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書

正副二通ヲ縣ヲ經由シテ提出スベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 申請ノ事由

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

（休日ニ當ル）

昭和十六年十月十日

（昭和四年四月十五日）

一

火金曜日發行（休日ニ當ル）昭和十六年十月十日（昭和四年四月十五日）第三種郵便物認可

- 二 使用セントスル諸類ノ種類、數量及其ノ調達方法
 - 三 諸類ヲ使用セントスル期間及場所
 - 四 製造セントスル物品ノ種類及其ノ製造豫定數量
 - 五 前號ノ物品ノ製造能力其ノ他參考トナルベキ事項
- 第四條 規則第十條ノ農林大臣ノ指定スル物品ノ製造ヲ業トスル者ヲ除クノ外知事ノ指定スル地域内ニ於テ業務上諸類ノ消費ヲ爲ス者又ハ諸類ノ小賣ヲ爲ス者ハ當該地域ニ付知事ノ指定スル者(以下指定配給者ト稱ス)以外ノ者ヨリ諸類ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 政府又ハ統制機關ヨリ買受クル場合
 - 二 規則第三條第一項第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ買受ク

鳥取縣令第五十四號

昭和八年六月三十日鳥取縣令第十八號穀物検査規則中左ノ通改正ス
昭和十六年十月十日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

- 第七條 検査ハ穀物ノ品位、乾燥、調製、粒形、正味量、包裝及精米ニ在リテハ精白ノ程度ニ付之ヲ行ヒ其ノ品位ニ依リ左ノ検査等級ニ區別ス
 - 一等、二等、三等及等外
- 玄米
 - 一等、二等、三等及等外
- 精米
 - 合格及格外

- ル場合
 - 三 特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合
- 第五條 指定配給者ハ其ノ取扱フ諸類ノ配給計畫ヲ定メ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 知事諸類ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ指定配給者ニ對シ諸類ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ諸類ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ
- 附 則
- 本令ハ昭和十六年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

- 大麥、稗麥及榮種
 - 一等、二等、三等及等外
 - 小麥
 - 一等、二等、三等、四等及等外
- 風水害其ノ他ノ災害ニ因リ穀物ノ品位ヲ著ク損シタル場合知事必要アリト認ムルトキハ前項ノ検査等級ニ玄米、大麥、稗麥及榮種ニ付テハ三等ノ下ニ四等ヲ小麥ニ付テハ四等ノ下ニ五等ヲ増設スルコトアルベシ此ノ場合ニ於テハ豫メ之ヲ告示ス
- 前各項ノ検査等級ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム
- 第八條 検査ヲ受クル穀物ノ一包裝ノ正味量ハ左ノ各號ニ依ルベシ
- 一 玄米
 - 六十疋(十六貫)又ハ四斗(約七二、一六立)
 - 但シ四斗(約七二、一六立)ノモノハ六月一日ヨリ八月三十一日迄ハ四斗三合(約七二、七立)ニ滿タザルトキハ定量ヲ缺グモノト看做ス
 - 二 精米、小麥、稗麥及榮種
 - 六十疋(十六貫)
 - 但シ叭入又ハ袋入ノ精米ハ三十疋(八貫)ト爲スコトヲ得
 - 三 大麥
 - 四十五疋(十二貫)

- 特別ノ事由ニ依リ前項ノ規定ニ依リ難キ場合ハ其ノ事由並ニ穀物ノ種類、數量、一包裝ノ正味量、用途及仕向先ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケ特別ノ正味量ト爲スコトヲ得
- 第九條 第一項第三號中「四斗(約七二、一六立)ヲ「六十疋(十六貫)」ニ「二斗(約三六、〇八立)ヲ「三十疋(八貫)」ニ「横繩ヲ二廻」ヲ「横繩ヲ二筋」ニ改ム
- 第十三條 第一項ノ票箋雛形中「品種名ニ限リ裏面ニ記載スルコトヲ得」ヲ削リ生産検査用雛形中「斗(立)」ノ下ニ「疋(貫匁)」ヲ加フ
- 第十五條 第二項ヲ左ノ通改メ第三項ヲ削除ス

検査ヲ行ヒタル玄米ニシテ重量ニ依ルモノニハ其ノ票箋ニ重量證印ヲ押捺ス

00274

第十五條第四項ヲ左ノ通改ム

入庫検査又ハ移出検査ヲ行ヒタル穀物ニシテ袋入ノモノニハ検査等級證印ノ押捺ニ代ヘ封緘紙ヲ用ヒテ袋口ノ縫絲ノ結止ニ卷封ヲ爲ス

第十五條第五項本文中「大粒證印」ヲ「重量證印」ニ改メ検査等級證印(雛形)中「一等」ヲ「二等及合格」ニ「等外」ヲ「等外及格外」ニ封緘紙(雛形)中「甲」ヲ「二等及合格」ニ「乙」ヲ「二等」ニ「丙」ヲ「三等」ニ「丁」ヲ「四等」ニ「格外」ヲ「等外及格外」ニ改メ記號印(雛形)ノ次ニ重量證印ヲ加ヘ品種記號及大粒證印(雛形)ヲ削除ス

重量證印 (雛形)

肉色紫



縦 二種

横 三種

第十五條ノ二第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ同第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改ム

前項ノ規定ニ依リ酒米證印ヲ押捺スル玄米ニシテ大粒ニ屬スルモノニハ其ノ票箋ニ左ノ大粒證印ヲ押捺ス

大粒證印 (雛形)

肉色紫



縦 二種

横 一、三種

00275

第十六條第一項中「容量、重量」ヲ「正味量」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十五年以前ニ生産セラレタル穀物ノ検査ニ付テハ從前ノ規定ヲ適用ス

告 示

◇鳥取縣告示第八百五號

昭和十六年六月十三日鳥取縣告示第四百七十二號滿洲國產豆類販賣價格中左ノ通改正ス

昭和十六年十月十日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

滿洲國產豆類販賣價格ノ表中滿洲國產小豆ノ行ヲ左ノ如ク改ム

滿洲國產小豆	赤 小 豆	麻袋入正味百斤當	一五、二九
滿洲國產小豆	磨 赤 小 豆	同	一六、七九

◇鳥取縣告示第八百六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十月十日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

00276

- (イ) 名稱 鳥取縣種麵販賣商組合
- (ロ) 地區 鳥取縣一圓
- 二 構成員タル資格
- 地區内ニ於テ種麵ノ販賣ヲ爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ類ニ代ルベキ類及其ノ實施ノ日

(イ) 類

品名	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
醬油用種麵	正味二十五匁入一袋	〇、三二〇	〇、二七〇
味噌用普通種麵	正味四十匁入一袋	〇、三八五	〇、四六〇
同	正味二十匁入一袋	〇、二〇〇	〇、二三〇
味噌用別撰種麵	正味四十匁入一袋	〇、六〇〇	〇、七二〇

- 一 本表價格ハ賣主店先渡價格ニシテ卸賣業者最高販賣價格ニハ荷造包裝費ヲ含ムモノトス
- 二 行商販賣スル場合ニハ買主持込價格トシテ本表小賣業者最高販賣價格ニ十匁ニ付一錢加算スルコトヲ得
- 三 醬油用種麵ハ醬油醸造最適ノ菌ヲ培養セルモノニシテ有効孢子ハ孢子重量ノ三%以上ヲ含有スルモノ、價格トス
- 四 味噌用普通種麵ハ味噌醸造最適ノ菌ヲ培養セルモノニシテ有効孢子ハ孢子重量ノ三%以上ヲ含有スルモノ、價格トス
- 五 味噌用別撰種麵ハ味噌醸造最適ノ菌ヲ培養セルモノニシテ有効孢子ハ孢子重量ノ五%以上ヲ含有スルモノ、價格トス

00277

◇鳥取縣告示第八百七號

府縣道岩坪鳥取縣氣高郡大和村大字長谷地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ昭和十六年十月一日ヨリ供用ヲ開始ス但シ在來道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十六年十月十日

- (ロ) 實施ノ日 昭和十六年十月十日
- 四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣知事 入 田 三 郎
現 在 路 線 變 更 路 線

氣高郡大和村大字長谷上土手下上分二〇二ノ二番地
先ヨリ大字上土手下上分一九七番地先大字同字上土
手下中分一九〇ノ一番地先ヲ經テ大字同字土手下中
分一八九ノ一番地先ニ至ル

氣高郡大和村大字長谷上土手下上分二〇二ノ二番
地先大字同字上土手下上分一九一九三番地先大字同
字上土手下中分一九一ノ四番地先ニ至ル

00278

◇鳥取縣告示第八八八號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依リ生產檢查ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年四月二十九日ヨリ七月九日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付クベシ

昭和十六年十月十日

検査月日	検査区域	検査場所	牽付時刻
十月十三日	入頭郡下私都村 國賀中茂村 國英村	入頭郡下私都村大坪 賀茂村郡家山 國英村石田百井	午後九時 午後九時 午後九時
同 十四日	西丹比郷村	丹比村南	午前九時
同 十五日	河原東村 八上村 安東村	河原町河原 八上村東田 安東村安井	午後九時 午後九時 午後九時
同 十六日	大散治村 佐治村	大村鷹野 佐治村加瀬木	午後九時 午後九時
同 十八日	山形郷 山師郷 那土岐區	山郷河合 山師郷 那土岐區野原	午後九時 午後九時 午後九時
同 二十日	富智頭澤 智頭澤 富智頭澤	富智頭澤新見 智頭澤 富智頭澤	午後九時 午後九時 午後八時三十分

00279

◇鳥取縣告示第八八九號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依リ生產檢查ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年四月二十六日ヨリ七月十九日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付クベシ

昭和十六年十月十日

検査月日	検査区域	検査場所	牽付時刻
十月十三日	岩美郡 蒲生村 東村 岩井町	蒲生村大井 岩井町大井	午後九時 午後九時
同 十四日	小田村 浦富町 本庄村	小田村畜市場 浦富町	午後九時 午後九時
同 十五日	大岩村	大岩村大谷	午前九時
同 十六日	福部村	福部村大字海士	午前九時
同 十八日	大器村	大器村殿本	午後九時
同 二十日	宇倍野村	宇倍野大字中郷	午後九時
同 二十一日	米津ノ井村	米津ノ井村久末	午後九時 午後九時
同 二十二日	面影村 鳥取市舊稻葉	面影村字雲山 鳥取市瀧山	午後九時 午後九時

◇鳥取縣告示第八十號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年十月十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

同 二十三日	倉田村	倉田村富安待居	午後一時
同 二十四日	鳥取市舊美保	鳥取市濱坂場	午後一時
同 二十五日	鳥取市賀露	鳥取市賀露	午前九時

被保險者證 記號 番號

被保險者氏名

工場事業場又ハ事務所々在地ノ名稱

無効トナリタル被保險者證交付年月日

無効トナリタル年月日

職鳥い	八	福田源藏	鳥取市二階町二丁目因幡牛乳商業組合	一五、五、三〇	一六、九、三二
同	一〇	今川美登	同	同	同
同	一一	楢原貞治	同	同	同
職鳥とう	三一	河上勝政	鳥取市東品治町有限責任鳥取信用組合	一五、一一、四	一六、七、二〇
同鳥た	一	林秀之助	鳥取市元魚町一丁目株式會社第百銀行鳥取支店	一五、五、三〇	一六、九、九

◇鳥取縣告示第八十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十月十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣藥業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一區

二 構成員タル資格

地區内ニ於ケル藥劑師及藥種商營業者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

別記ノ通

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年十月十日

四 認可ニ付シタル條件
 (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

品名	醫療用品販賣價格	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
健康帶	小柳式	一個	五、八五	六、五〇
同	A號	同	七、二〇	八、〇〇
同	標準形	同	九、〇〇	一〇、〇〇
同	特號	同	二、九七	三、五〇
同	ラジューム式	同	二、二〇	三、〇〇
同	自力式改良型	同	一、二〇	一、四〇
同	新式	同	二、四五	一、四〇
同	內山式	同	七、二〇	八、〇〇
同	博士式	同	八、五〇	一〇、〇〇
同	特製	同	五、五三	六、五〇
同	上製	同	三、八三	四、五〇
同	普及品	同	五、七八	六、六〇

品名	醫療用品販賣價格	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
脫腸帶	小柳式	一個	五、一〇	五、九〇
同	輕便	同	一、七六	二、二〇
同	〇號	同	二、〇〇	二、五〇
同	一號	同	二、二四	二、八〇
同	二號	同	二、四八	三、一〇
同	三號	同	二、七二	三、四〇
同	四號	同	二、九六	三、七〇
同	五號	同	三、二〇	四、〇〇
同	六號	同	三、六〇	四、五〇
同	七號	同	四、〇〇	五、〇〇
同	八號	同	四、六四	五、三〇
同	〇號	同	二、六四	三、三〇
同	一號	同	三、〇〇	三、七五
同	二號	同	三、二六	四、二〇
同	三號	同	三、七二	四、六五
同	四號	同	四、〇八	五、一〇
同	五號	同	四、四四	五、五五
同	六號	同	四、八〇	六、〇〇
同	七號	同	五、四〇	六、七五
同	八號	同	六、〇〇	七、五〇

00285

同 同

同 同 同 同 同 同 スチール式 同

七 六 五 四 三 二 一 八 七 六 五 四 三 二 一 八 七 六 五 四

同 同

三、〇〇 二、六二 二、六二 二、二五 二、二五 一、八七 一、八七 七、六五 七、〇一 六、三七 五、七三 五、五二 五、三一 四、六七 四、四六 五、一〇 四、六七 四、二五 三、八二 三、四〇

四、〇〇 三、五〇 三、五〇 三、〇〇 三、〇〇 二、五〇 二、五〇 九、〇〇 八、二五 七、五〇 六、七五 六、五〇 六、二五 五、五〇 五、五〇 六、〇〇 五、五〇 五、〇〇 四、五〇 四、〇〇

00284

同 同

同 同 大 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 ビクタール式 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

三 二 一 八 七 六 五 四 三 二 一 八 七 六 五 四 三 二 一

同 同

三、四〇 二、九七 二、九七 六、四〇 六、〇〇 五、六〇 五、二〇 四、四〇 四、〇〇 三、六〇 三、二〇 五、二〇 四、八〇 四、四〇 四、〇〇 三、六〇 三、二〇 二、八〇 二、四〇

四、〇〇 三、五〇 三、五〇 八、〇〇 七、五〇 七、〇〇 六、五〇 五、五〇 五、〇〇 四、五〇 四、〇〇 六、五〇 六、〇〇 五、五〇 五、〇〇 四、五〇 四、〇〇 三、五〇 三、〇〇

00287

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

荒井式

兩

五 四 三 二 一 〇 八 七 六 五 四 三 二 一 〇 七 六 五 四 三

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

四、一〇 三、七七 三、四四 三、一〇 二、七七 二、四四 三、七〇 三、三三 二、九六 二、七三 二、五一 二、二九 二、〇七 一、八五 一、六二 六、〇〇 五、六二 五、二五 四、八七 四、五〇

五、五五 五、一〇 四、六五 四、二〇 三、七五 三、三〇 四、五〇 四、〇〇 三、七〇 三、四〇 三、一〇 二、八〇 二、五〇 二、二〇 八、〇〇 七、五〇 七、〇〇 六、五〇 六、〇〇

00286

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同博同同同同同同同同同同同

士式

兩

二 一 〇 七 六 五 四 三 二 一 〇 八 七 六 五 四 三 二 一 八

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

四、一二 三、七五 三、七五 四、一二 三、七五 三、三七 三、〇〇 二、六二 二、二五 一、八七 一、八七 五、六二 五、六二 四、八七 四、八七 四、二二 四、二二 三、三七 三、三七 三、〇〇

五、五〇 五、〇〇 五、〇〇 五、五〇 五、〇〇 四、五〇 四、〇〇 三、五〇 三、〇〇 二、五〇 二、五〇 七、五〇 七、五〇 六、五〇 六、五〇 五、五〇 五、五〇 四、五〇 四、五〇 四、〇〇

同 同

同 同

生
式

兩

五 四 三 二 一 七 六 五 四 三 二 一 〇 七 六 五 四 三 二 一

同 同

三、〇八
二、八〇
二、五二
二、二四
一、九六
四、三五
四、一二
三、七五
三、五二
三、〇七
二、八五
二、四〇
二、一七
三、〇七
二、八五
二、六二
二、四〇
二、一七
一、九五
一、七二

四、四〇
四、〇〇
三、六〇
三、二〇
二、八〇
五、八〇
五、五〇
五、〇〇
四、七〇
四、一〇
三、八〇
三、二〇
二、九〇
二、一〇
四、一〇
三、八〇
三、五〇
三、二〇
二、九〇
二、六〇
二、三〇

同 同

高 同
橋 式
式

兩

〇 八 七 六 五 四 三 二 一 八 七 六 五 四 三 二 一 八 七 六

同 同

一、五〇
五、二五
五、二五
四、五〇
四、五〇
三、七五
三、七五
三、〇〇
三、〇〇
三、〇〇
三、〇〇
二、六二
二、六二
二、二五
二、二五
一、八七
一、八七
五、五五
四、九九
四、四四

二、〇〇
七、〇〇
七、〇〇
六、〇〇
六、〇〇
五、〇〇
五、〇〇
四、〇〇
四、〇〇
四、〇〇
四、〇〇
三、五〇
三、五〇
三、〇〇
三、〇〇
二、五〇
二、五〇
七、五〇
六、七五
六、〇〇

吸	同	同	同	乳	同	カ	便	同	同	尿	同	エ	同	ゴ	手	同	同	同	同
引				取		テ	器			袋		マ		ム	袋				
器				器		ル	カ			袋				管					
杉	同	玉	サ	理	胃	小	中	大	並	上	其	ム	手	入	七	六	五		
山		付	ン	想	洗	型	型	型	製	製	他	術	術						
式	(並)	(上)	品	印	用	型	型	製	製	他	管	用	號	號	號	號			
同	同	同	同	同	同	一	同	同	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五、八八	五、四〇	七、〇二	六、二六	五、六一	五、一八	二、〇三	五、四〇	、七五	、八一	一、九七	一、〇五	一、九二	七、〇二	八、四二	一、九六	三、九二	三、二七	二、五、四四	二、四、三八
同	同	同	同	同	同	一				同	一	同	同	同	同	同	同	同	同
〇、六〇	〇、五五	〇、七〇	〇、六五	〇、六〇	〇、六〇	二、五〇	〇、六五	〇、九五	一、〇〇	一、三五	一、六五	二、〇〇	〇、一〇	〇、一二	一、四〇	四、〇〇	三、四〇	二、九〇	二、七五

鳥取縣公報 第千二百七十五號 昭和十六年十月十日

(第三種郵便物認可) 二七

二	同	同	同	指	同	同	ル	同	ポ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	ス
連				サ			チ		リ											ポ
球				ツ			サ		チ											イ
四	卷	笠	家	農	アイ	ラ	ハ	八	七	六	五	四	三	二	一	1/2	〇	〇	〇	ト
		付	庭	業	テ	ッ	一													
號	袋	袋	用	用	アル	キ	ト	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	
同	同	同	同	一	ス	一	美	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	號
一、九〇八	〇、三八	一、六二	〇、四三	〇、四九	四、三三	五、一八	四、三三	一、五一	一、三〇	二、四二	一〇、五八	九、一八	七、一二	六、四八	五、六七	三、六二	二、四三	二、三一	二、一六	一打
同	同	同	同	一	同	同	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一
二、〇〇	〇、〇五	〇、二五	〇、〇五	〇、〇六	〇、六〇	〇、七〇	〇、五〇	一、八五	一、七〇	一、二五	一、一〇	〇、九〇	〇、七五	〇、六五	〇、五八	〇、三五	〇、二六	〇、二四	〇、二二	一個

鳥取縣公報 第千二百七十五號 昭和十六年十月十日

(第三種郵便物認可) 二六

00316

防空用の設備や資材は平素から整備して置かねばならぬが、これには隣保班共同用と各家庭用とあつて、その内容は次の如くである。

共同用

防火器(二人押輕便唧筒、泡沫消火器、四塩化炭素消火器) 一立方メートル以上の水槽、(約五石五斗)、梯子、綱、シャベル、長棒、警報用具(振鈴、空鐘、カナダラヒ、柏子木等)、救急藥品、消毒劑、防毒具 各家庭用

自然水利用設備、百立以上の水槽(約五斗五升)、上水道のある所では水道用ホース(屋内各室に注水し得る長さ)、砂又は土(約二斗五升以上)、筵、火叩、水柄杓、バケツ、作業用服

警報發令時の措置

防空實施の發令があつたら班長は速に班内にこれを傳達すると共に防空従事者を督勵して、防護監視を定めて監視に關する具体的方法を決定し、共同用防火設備器具の點檢整備をなし、且つ防空責任者を招集して防空警報發令後の具体的措置について協議する。又各家庭では防火設備や器具の點檢整備、引火質物件並に危険物の處理、防火用の砂又は土の配置、貴重品の處理等の防護準備を行ふのである。

爆彈落下又は火災時

警戒警報はいよゝ敵機が眞近に迫つた場合に發令されるのであるから、これが發令されたら班長は共同用の防火水槽の満水、自然水の利用準備の點檢等防火設備の萬全を期すると共に、各家庭では水槽及び防火用具の整備、引火質物危険物の收藏又は埋没を行ひ、夜間であれば燈火管制を行ひ且つ是非必要な者以外は外出しないやうにし、やむなく老幼病者を殘して外出したり又は家をあけて外出するやうな場合には班長及び隣家にその旨を知らせて置く。 空襲警報はいよゝ敵襲が眞近に迫つた場合に發令されるのであるから、發令があれば班長は防護監視員を配置して班内に於ける敵機投下彈の監視に當らしめると共に、防空従事者を所定の場所に配置する。又各家庭では家族にその旨を傳へると共に火氣の仕末を完全にし、夜間であれば燈火管制を行ひ、家屋内部の障子や襖等の燃えやすいものを取り外し、外部は戸を締め(但し錠はせずに置く)、裏木戸や通路等は開放して隣家との連絡を便利にして置く。そして防空従事者はこれらの防護措置を急速に終り直に防火被服をつけて所定の場所に待機するのである。 いよゝ敵機が來襲して敵の燒夷彈或は破壞彈瓦斯彈等が落下

00317

し、又火災が発生した場合には班長及び防空従事者は協同して次の要項により防火に努めるのである。

- イ 防火従事者はかねて定められてゐる分擔に従つて沈着冷靜且敏速に活動し、班長はその状況を最寄りの警防團詰所及び警察署(又は巡査派出所、駐在所)に通知する。
- ロ 防護監視員はいふまでもなく、隣保班員でも燒夷彈が落ちたことを知つたら、速に空鐘とかカナダラヒ等を亂打しながら「誰々方に燒夷彈が落ちた」と連呼して隣保班内にらせ知る。
- ハ 近接の隣保班に火災があつて延燒の虞がある場合には、班長は自分の班内に火災がない時に限り必要な人員を指定して應援させる。
- ニ 鎮火が困難で延燒の虞があるときは班長は老人や子供、病人を避難させる。
- ホ 警防團から消防部又は班が來たらこれに一任し、要求に應じて協力すると共に専ら自家防護に任ずる。

常時の準備

平時に於ける隣保防空は、その任務を全うするため隨時訓練を

行ひ、班長は常々警察や市町村役場或は警防團との連絡とか近接隣保班との相互援助、共同並に家庭用防火設備や資材の整備充實、防空従事者の任務分擔、水道斷水の場合の措置、その他防空防護上必要な事項について研究計畫して自衛防空土支障がないやうにし、又隣保防空編成表(所定の形式による)を作製して異動の都度これを整備するのである。 尚隣保防空に關する經費は組織内各戸の負擔になつてゐるが、必要によつては市町村費其他からこれを支出し、又は補助する場合もある。

防空と燒夷彈

(警務課)

空襲と家庭防空

本月十二日から二十一日まで十日間全國に亘つて綜合的防空訓練が行はれることとなつた。今事變下に於ては我が空軍の絶對的制空によつて我が國土は完全に敵襲から保護されてゐるが、しかし何時も柳の下に鱈は棲まぬ。次に來るべき國際危局に於ては四面環海の我が國は必ずや敵機來襲は覺悟すべきものと思はねばな

らぬのであつて、某國の専門家は一度の侵入によつてよく東京市を灰燼にし得ると豪語してあるといふことであるが、餘程落ちついて適宜の措置をとらねば、我が國の如き木造建築の國では容易ならぬ事態を誘致する可能性もあるわけである。

今回本縣では前述の通りこの緊迫した情勢に處する爲從來の家庭防空組合を廢して隣保防空に専念することとなつたのであるから、各隣保に於ては組織や準備を完備して臨戦態勢下に於ける自衛防空に懸命の努力を拂はねばならない次第である。

◇焼夷彈

空襲による敵機の投下彈には焼夷彈の外に破壊彈やガス彈があるが、我が國の防空は防火第一主義であるといはれてゐるやうに我が國は木造家屋が密集してゐるのだから敵襲には焼夷彈投下が第一に考へられるのであつて、防空には先づ焼夷彈について充分の知識を皆が持つてゐることが最も必要なわけである。

焼夷彈は一種の火つけ道具であつて、目標物を焼きつくしたり破壊したりすることを任務とするものではない。従つて何よりも落ちついて速かにこれに對する適當な處置を行ふことが大切である。焼夷彈には現在主なものとしてエレクトロン焼夷彈・黃燐燒夷彈・油脂燒夷彈の三種がある。

「エレクトロン燒夷彈」は攝氏二千度乃至三千度の熱を出して火

花を四散させ、最も盛んな時間は一分乃至一分三十秒位であるが二十分から三十分位も焼える。「黃燐燒夷彈」は瞬間的に火花を飛ばせるが、その火花は半徑三十米より五十米までに及び、その火花のついた處に火災を起させる。「油脂燒夷彈」は發火すると油が四散流動して火災を擴大し、強い火力を有するものであつて火柱の高さは三米から五米位、一番はげしく燃えるのは落下後五秒から一分間位で、五六分位で終る。

これらの燒夷彈が家屋に命中すると二階級のもので木造の屋根や天井を貫いて床上に止り、十階級では木造家屋の二階を貫いて一階まで落ち、コンクリート屋根をも貫くことが出来る。

◇應急措置

應急防火については既に從來屢々防空訓練が行はれて、或る程度の設備と訓練が出来てゐるのであるが、なほ不備な點や訓練不足の點について充分の訓練と準備を必要とする。それについては週報第二五六號(九月三日發行家庭防空の手引)に詳しく出てゐるから参照せられ、又防空演習に當つては關係當局からそれゝ指示なり指導があるから、それに従つて充分な措置をとり必ず先走つたことのない様希望する次第である。

要するに空襲は決して恐るゝに足らない。要は正當なる理解の下に落ちついて速かに適當の處置をとることの出来る國民の精神

力である。われわれのすべてが一人残らず國土防衛の戰士として一身一家を顧みず、犠牲を成るべく少くする爲に一致團結各自の持場を死守することである。

防空訓練は要するにこれに對する團體訓練を行つて、萬一の場合に適當の措置をとることの出来るやう精神的に技術的に又設備の上に充分なる準備をするにある。備へあれば憂なし、待つあるを待む決意こそ最も大切である。

尙、防空實施に當つて燈火管制等の規定に違反すれば責任者は罰金、科料又は拘留に處せられることになつてゐるから念の爲附け加へて置く。

船上山道場建設工事!

縣下青少年團の勤勞奉仕

(社會教育課)

元弘の大忠臣名和長年公の偉勳は縣民齊しく景仰する所、特に青少年團育上其の感化は蓋し絶大なるものである。

本縣では縣教育會の企劃に係る船上山道場建設に關し、縣並に縣青少年團に於ても豫て其の擧に賛して東伯郡青少年團其の他地

元村民多數の勞力奉仕に依り、該道場宿舍建設工事は既に終了したのであるが、引き続き同講堂の建設にあつて其の基礎工事に縣下全郡市青少年團が勞力奉仕を行ふこととなり、奉仕期間を秋季の部と春季の部に分つて、秋季の部は十月十日より同二十日までの間、春季の部は明春を以て各合宿二泊三日間の奉仕を實施することとなつた。

各市町村青少年團に割當てられた勤勞奉仕隊員は當日正午までに船上山奉仕地現場に集合して午後より、第二日は終日、第三日は午前中と奉仕作業を行つて午後次の奉仕隊と交代して現場を引き揚げ歸郷するの計畫である。尙秋季の部は鳥取・岩美・氣高・東伯・米子・西伯の各青少年團、春季の部は右の外に入頭、日野の兩青少年團が加つて奉仕作業に従ふ等である。

兵器獻納資源回收

運動醜出金報告

- 一金九圓五十六錢 東伯郡花見村
- 一金三十八圓 西伯郡境町
- 一金七圓 西伯郡大和村
- 一金十四圓六十九錢 西伯郡大國村
- 一金七圓 東伯郡安田村

00320

一金十四圓七十錢 氣高郡末恒村
一金二十八圓二十三錢 西伯郡中濱村
一金七圓二十四錢 西伯郡日吉津村

◎ 行旅死亡人

一本籍、住所、身分、職業、氏名不明 推定年齢五十才位
男女ノ別 男
人相特徴 身長五尺位、中肉、丸顔、頭髮黒ク五分刈、
其ノ他普通 上兩大齒ニ金冠セルモノ二枚、左上大齒ニ白
金冠セルモノ、右下小齒一枚ヲ存ズルノミニテ他ハ平素義
齒ヲ用ヒ居リタルモノト察セラレ、モ遺留セズ
遺留品 無シ
死亡ノ區別 溺死ト認ム
發見ノ日時場所 昭和十六年九月二十一日午前七時頃、上
道郡雄神村大字久保七二番地先 鴨越用水路ニ於テ發見
其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項
木綿堅小綿シャツヲ着シ、國防色木綿ズボン及ビ黒木綿パツ
チヲ窄チ布製バンドヲ締ム
顱頂部ニ長一寸深骨膜ニ達スル裂傷(最近醫師ノ手術ヲ受ケ

タルモノ)及左手首ニ長五分ノ裂傷(殆ソド全治セルモノニ
シテ藥品「リバノール」ヲ使用セル形跡)アリ
死後約五十時間ヲ經過セルモノ、吉井川ニ於テ溺死シ前記場
所ニ漂着セルモノト察セラレ
心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

一 取扱者 上磯郡上磯町長
一本籍並ニ住所 不明
一 氏名 不明 推定年齢二十歳前後ノ女
一 人相 不明 身長四尺九寸位 口 中肉色白顔角鼻
耳目普通
一 着衣 縦縞セルノ單衣南天模様ノメリンスノ裕羽織
山ニ松ノ名古屋帯白足袋ヲ穿ツ
ナシ
一 所持品 昭和十六年八月三十一日午後十一時頃
一 轢死ノ年月日 上磯郡上磯町字會所町(町役場裏)江差線基
點五稜廓ヨリ七料七〇米ノ地點鐵道路線
一 轢死ノ場所 右昭和十六年八月三十一日午後十一時頃發見セルニ付假埋葬ニ附
セリ
心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

正 誤

昭和十六年十月三日鳥取縣告示第七百八十八號保安林編入中一八頁末行四段目「二二」ハ「二二五」五段目「二二五」ハ「二二」ノ誤植

昭和十六年十月十日印刷
昭和十六年十月十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町 縣
鳥取縣氣高郡大正村大字古海 取
鳥取縣鳥取市東町 支
鳥取縣鳥取市東町 所